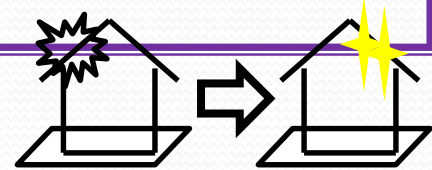


大分市空家等改修支援事業（令和3年度）

【概要】

令和3年度より、事業の追加、金額の増額を行っています

長期にわたって使用されていない空家等の利活用を促進するため、空家等を改修（改築又は増築を含む。）して「大分市住み替え情報バンク」に登録した場合や地域活性化に資する福祉・文化用途の施設等に転換した場合に、改修にかかった経費の一部を補助します。



【制度の内容】

○補助の対象となる空家等（以下の全てを満たしている空家等が対象となります。）

- ① 市内に存すること。
- ② おおむね1年以上居住者又は利用者がいないこと。
- ③ 居住の用に供する一戸建て（店舗又は事務所等の用途を兼ねるものを含む。）*であること。
- ④ 建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- ⑤ 未登記のものでないこと。
- ⑥ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅については、改修後までに耐震性を有していること。

*転用促進事業にあつては、この要件は必要としません。

補助事業	事業の内容	補助対象者	補助率	上限
流通促進事業	補助対象空家等の改修*4を行い、大分市住み替え情報バンク*1へ登録する。	補助対象空家等の所有者等（個人）	1/2	50万円
転用促進事業	補助対象空家等の改修*4を行い、福祉・文化施設等の用途に転用する。*2	補助対象空家等の所有者等又は所有者等から改修について承認を得た者（個人又は法人）	1/2	100万円
家財整理促進事業*3	補助対象空家等内にある家財を整理、搬出、搬出後の住居部分の清掃を行い*4、大分市住み替え情報バンク*1へ登録する。	補助対象空家等の所有者等（個人）	10/10	10万円

*1 大分市ホームページ上で、市内の空き家・空き地の売却や賃貸を希望する所有者などから寄せられた物件を紹介し、空き家・空き地の利用を希望する人に情報を提供するシステム。

*2 10年以上当該用途として活用される見込みのあるものであって、市長が地域活性化に資すると認めるものに限る。

*3 家財整理促進事業と流通促進事業は併用することができる。

*4 改修工事や家財の整理、搬出、搬出後の住居部分の清掃に要する費用として事業者を支払う経費。

【注意】改修や整理を完了させた後、遅くとも2月末日までに実績報告の提出が必要となります。

お問い合わせ先
大分市 土木建築部 住宅課
TEL：097-585-6012
FAX：097-536-5896
E-MAIL：jyutaku@city.oita.oita.jp

詳細についてはお問合せ下さい。
なお、いずれも予算の範囲内となります。



空家3兄弟